

佐賀県告示第三百五十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条及び第一百八条の規定による陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定める。

平成二十四年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

区分	試験期日	試験場の位置	試験場の名称
男子	（筆記試験、口述試験、身体検査） 平成二五年二月二日	神埼郡吉野ヶ里町立 野七番地一	陸上自衛隊目達 原駐屯地